

わたしたちが進める
「市民が主役」
のまちづくり!



シリーズ No.5

自治振興課
まちづくり定住推進係
☎0824-73-1257

4月1日に施行された「庄原市まちづくり基本条例」をシリーズで掲載中。
今回は、第3章(市民の権利)と第4章(市民の責務と役割)について解説します。

第3章 市民の権利

- 第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を持ちます。
- 2 市民は、まちづくりに関する企画および提案を行う権利を持ちます。
- 3 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を持ちます。

解説 第5条は、市民の権利を記述しています。

市民は、まちづくりに関する情報を知り、それに関する意見を表明し提案すること、自らの創意工夫による実践活動を行う権利を持つこと、を明確にしています。

第4章 市民の責務と役割

第6条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加するものとします。

2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、次世代の市民のことを思いやり、自らの発言および行動に責任を持つとともに、他の市民の意思および意見を尊重するものとします。

3 住民自治組織は、地域内のコミュニ

ティを醸成し、地域の主たる担い手として、地域特性を活かしたまちづくりを進めるものとします。

4 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市民生活に配慮した活動を推進するとともに、まちづくりに参加および協力するものとします。

第6条は、市民の役割と責務を記述しています。

解説 市民は、第5条に定める権利が保障されると同時に、責務を持ち合えます。

責務は、「負うべき責任と果たすべき義務」を意味しますので、常にまちづくりへの関心と、自らの発言や行動に責任を持ち、「今がよければ」「自分だけが満足できれば」ではなく、将来への配慮や他の市民の意見を尊重することなどを求めています。

住民自治組織は、これまでも本市の協働のパートナーとして、地域の個性を生かしたまちづくりに取り組んでおり、第4条第2号に定める協働の原則「自助・共助・公助」の考え方も、地域の主な担い手として重要な役割があると考えています。

事業者は、組織、団体としての役割を担い、社会的責任を負っています。

私にもできる
獣害対策

シリーズ



林業振興課 ☎0824-73-1124

その4 獣を寄せない畑の管理

● 獣害・守れる集落の作り方

獣害の原因はあなたの餌付け、対策は餌付けをやめるだけ、つてことがいぶわかつてきましたね。夏野菜を植える頃は「守れる畑」を意識したけど、今でも「守れる畑」キープできていますか?カボチャのツル、畑の外に出ていませんか?カボチャのツル、畑の外に出ていませんか?カボチャのツル、畑の外に出ていませんか?カボチャのツル、畑の外に出ていませんか?

今回は獣を寄せない夏場の畑管理です。

1 果樹

繁茂し過ぎた果樹の下はシカ、イノシシなどの格好の涼み場、昼寝場になります。ウメは枝の元から先まで天に向かつて真っ直ぐ伸びた元気な枝を元から切る「夏枝剪定」をしてください。収穫を終えたビワは思い切って主幹を切り、低く仕立て直してください。柵

の外からでもシカやイノシシが首を伸ばせば届きそうな位置に実を付けた枝は、どんな果樹でも剪定期間なんて関係なく、迷わず「切る!」ですよ。

2 野菜

なり始めは喜んで収穫していたピーマンやミニトマト。今ではなり過ぎて食べる分だけ収穫し、後は真っ赤なまま放置、なんて絶対やつてはいけない獣寄せ行為です。分枝部分から適宜切り取り、枝数を減らしてから残りの枝は誘引しましょう。大きくなり過ぎたキュウリや割れて真っ赤な種が見えるニガウリも獣寄せ行為です。それから、カボチャやスイカのツルを畑外に伸ばすなんて論外。

3 イモ類やマメ類

草丈の高いキクイモや薬草の地黄、遅まきの丹波黒豆などが柵側に倒れかかっていますか?端っここの畝だけでも「土寄せ」を強目に行い、支柱を立てて束ねるなど、柵際対策を万全にしてください。

「コフツ、インゲンのツル、ワイヤーメッシュ柵に絡んでるぞ!」

(近畿中国四国農業研究センター 井上雅央)

